

※申請前に必ずお読みください

新発田市チャレンジゼロカーボン補助金 申請の手引き（R8 年度版）

【問合せ・書類提出先】

新発田市環境衛生課 生活環境係

住所：〒957-0053

新発田市中心街 3-3-3 ヨリネスしばた 1 階

※6 月から 6 階へ移動

電話：0254-28-9120（直通）

メールアドレス：kankyou@city.shibata.lg.jp



目次

補助金の趣旨と概要.....	2
スケジュール.....	2
1 申請に関するスケジュール.....	2
2 実績報告に関するスケジュール.....	2
申請にかかる要件.....	3
1 対象設備・交付要件・交付額.....	3
2 補助対象経費.....	10
3 その他確認事項.....	11
必要書類一覧（交付申請・実績報告・請求）.....	12
1 交付申請に必要な書類.....	12
2 実績報告に必要な書類.....	15
3 請求に必要な書類.....	15
登録事業者利用と重点エリア.....	16
1 登録事業者の利用について.....	16
2 重点エリアについて.....	16
その他の注意事項.....	17
1 財産処分及び契約解除に関する制限.....	17
2 太陽光発電自家消費率実績報告.....	17
3 補助金の返還について.....	17

補助金の趣旨と概要

新発田市の目指す 2050 年のゼロカーボンシティ実現を目指し、行政だけではなく、市民や事業者等を含めたオールしばたで一丸となって環境への取組みに対する機運を高め、地球温暖化防止のための行動変容アクションを起こすことを目的として、再エネ・省エネ設備の導入に係る経費の一部補助を行います。

また、本補助金は環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用しています。

スケジュール

1 申請に関するスケジュール

申請書類等は市環境衛生課窓口へ直接提出してください。

【太陽光発電設備、定置用蓄電池、高効率空調機器（民間事業者用）、高効率照明機器、地中熱利用設備】（先着順、予算なくなり次第終了）

交付申請期間：令和 8 年 5 月 13 日（水）から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで（必着）

【高効率空調機器（個人用）】（予算の限りで抽選）

抽選応募期間：令和 8 年 5 月 13 日（水）から令和 8 年 6 月 5 日（金）まで（必着）

抽選結果発表：令和 8 年 6 月 15 日（月）午前 9 時（市ホームページで公開）

2 実績報告に関するスケジュール

実績報告締切：令和 9 年 2 月 19 日（金）まで（必着）

問合せ・受付窓口

新発田市環境衛生課 生活環境係

新発田市中央町 3-3-3 ヨリネスしばた 1 階（令和 8 年 6 月からは 6 階）

電話：0254-28-9120（直通） メール：kankyoush@city.shibata.lg.jp

交付申請書等の様式は環境衛生課窓口での取得のほか、こちらからダウンロードできます。

<（個人用）新発田市チャレンジゼロカーボン補助金>

[https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/gomi/chikyu/](https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/gomi/chikyu/1023184/1030127/1030128.html)

[1023184/1030127/1030128.html](https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/gomi/chikyu/1023184/1030127/1030128.html)

<（民間事業者用）新発田市チャレンジゼロカーボン補助金>

[https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/gomi/chikyu/](https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/gomi/chikyu/1023184/1030127/1030504.html)

[1023184/1030127/1030504.html](https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/gomi/chikyu/1023184/1030127/1030504.html)

個人用補助
金ページ▶



民間事業者
用補助金ペ
ージ▶



申請にかかる要件

1 対象設備・交付要件・交付額

1 共通

交付要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 2 補助対象設備を設置する住宅、施設等は、市内に所在するものに限る。 3 補助金の交付は、それぞれの補助対象設備ごとに1回限りとする。 4 補助対象者が個人の場合において、一の個人が補助金の交付を受けた補助対象設備については、当該個人と同一の世帯に属する者は、補助金の交付を受けることができない。 5 他の法令又は予算制度に基づいた国の負担または補助を得て、若しくはそれを原資として実施する他の事業と併せて事業を実施することはできない。 6 導入する設備は、商用化され、導入実績があるものであって、中古の設備であってはならない。 7 補助対象設備の設置にあたり、補助対象設備の調達、設置工事等の全部又は一部を市内に本社又は営業所等がある事業者が発注すること。 8 新発田市チャレンジゼロカーボン補助金交付要綱第17条第1項に規定する法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備の設置により取得した温室効果ガス排出削減効果については、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
補助対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金の実績報告を提出する日において、個人にあっては住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること、民間事業者にあっては、市内に本社又は営業所等があること。 2 市税を滞納していないこと。 3 補助金の対象となる事業における設備の調達若しくは設置工事等の全部又は一部を本市に本社若しくは営業所等がある事業者が発注を行うこと。 4 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められない者であること。 5 太陽光発電設備又は定置用蓄電池を、オンサイトPPA又はリースを利用して導入する場合は、上記の各号の要件に加え、別表1に別に定めるPPA事業者又はリース事業者の要件を満たすこと。 6 市長が補助金の交付にふさわしくないと認める事業を行っていないこと。

2 太陽光発電設備

(1) 個人用

<p>交付要件</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国要領別紙2の重点対策加速化事業ア（ア）太陽光発電設備（自家消費型）に定める交付要件を満たすこと。 2 新発田市内の需要家自らが所有し、居住又は居住する予定である住宅又はその敷地に太陽光発電設備を設置すること。 3 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか（以下「発電出力」という。）が10kW未満の太陽光発電設備であること。 4 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。（発電量の実績と需要量の把握や記録ができるもの。） 5 発電状況や電気使用状況等の情報提供に協力すること。
<p>補助率</p>	<p>市補助分と再エネ推進交付金対象分の合計額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>交付申請額の算定において、発電出力は、太陽光モジュールにおけるJIS等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格規格の合計値のいずれか低い方を、kW単位で小数点以下を切り捨てた値を用いる。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> </div> <p>【市補助分】5万円/kW（2kWまで、上限10万円）</p> <p>【再エネ推進交付金対象分】</p> <p>○既築住宅へ登録事業者※1を利用して設置する者 7万円/kW（3kWまで、上限21万円）</p> <p>○既築住宅へ登録事業者を利用せずに設置する又は新築住宅へ設置する者 5万円/kW（3kWまで、上限15万円）</p> <p>※1 市が公表する「チャレンジゼロカーボン支援事業者（登録事業者）」に発注等を行う者</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>登録事業者一覧 はこちらから (市HP) ▶</p>  </div>

(2) 民間事業者用（PPA・リース利用可）

<p>交付要件</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国要領別紙2の重点対策加速化事業ア（ア）太陽光発電設備（自家消費型）に定める交付要件を満たすこと。 2 新発田市内の需要家自らが所有し、居住又は居住する予定である住宅又はその敷地に太陽光発電設備を設置すること。 3 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。（発電量の実績と需要量の把握や記録ができるもの。） 4 発電状況や電気使用状況等の情報提供に協力すること。
-------------	--

<p>補助率</p>	<p>【重点エリア内企業、省エネ診断受診者又は登録事業者利用者のいずれかに該当する者】5万円/kW（上限250万円）</p> <p>【上記のいずれにも該当しない者】4万円/kW（上限150万円）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>交付申請額の算定において、発電出力は、太陽光モジュールにおけるJIS等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格規格の合計値のいずれか低い方を、kW単位で小数点以下を切り捨てた値を用いる。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> </div> <p>※1 市内工業団地内に所在する企業のこと。</p> <p>※2 実地による省エネ診断を受診し、受診結果を提出できる者</p> <p>※3 市が公表する「チャレンジゼロカーボン支援事業者（登録事業者）」に発注等を行う者</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>登録事業者一覧 はこちらから (市HP) ▶</p> </div>  </div>
<p>申請書類 (共通の書類も併せて提出してください)</p>	<p><input type="checkbox"/> パネルの安全性に関する第三者認証が分かる書類</p> <p><input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置により発電する電力の消費計画が分かる書類（導入する太陽光発電設備の年間発電量の見込みに対する年間自家消費電力が、30%以上消費することが分かるもの）</p> <p><input type="checkbox"/> (PPA・リース利用の場合) 契約期間内に需要家が負担するサービス料又はリース料の合計額から補助金交付予定額相当分が控除されることが分かる書類</p> <p><input type="checkbox"/> (PPA・リース利用の場合) 新発田市チャレンジゼロカーボン補助金交付要綱第17条第1項に規定する処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類</p> <p><input type="checkbox"/> (PPAを利用する場合) 第3号様式「サービス料金算定明細書」</p> <p><input type="checkbox"/> (リースを利用する場合) 第4号様式「リース料金算定明細書」</p>

3 定置用蓄電池

(1) 個人用

<p>交付要件</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国要領別紙2の重点対策加速化事業ア（イ）蓄電池に定める交付要件を満たすこと。ただし、別表第2（個人用）太陽光発電設備の補助要件をすべて満たす設備がすでに導入されている場合は、定置用蓄電池のみの交付申請ができるものとする。その場合、再エネ推進交付金対象経費分の補助は行わない。 2 新発田市内の需要家自らが所有し、居住又は居住する予定である住宅又はその敷地に定置用蓄電池を設置すること。 3 蓄電容量は、20kWh未滿とすること。 4 次の価格基準内の定置用蓄電池となるように努めること。 12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下 5 申請時点で国の補助事業における補助対象機器として、（一社）環境共創イニシアチブにより登録されている製品であること。 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>環境共創イニシアチブ-蓄電池システム▶</p>  </div>
<p>補助率</p>	<p>市補助分と再エネ推進交付金対象分の合計額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh単位で小数点第2位以下を切り捨てた値を用いる。</p> </div> <p>【市補助分】3万円/kWh（4kWhまで、上限12万円）</p> <p>【再エネ推進交付金対象分】太陽光発電設備を同時導入する者のみ</p> <p>○既築住宅へ登録事業者※1を利用して設置する者 4.7万円/kWh（5kWhまで、上限23.5万円）又は補助対象経費（本体＋設置工事費（税抜き））の1/3のいずれか低い方</p> <p>○既築住宅へ登録事業者を利用せずに設置する又は新築住宅へ設置する者 3万円/kWh（5kWhまで、上限15万円）又は補助対象経費（本体＋設置工事費（税抜き））の1/3のいずれか低い方</p> <p>※1 市が公表する「チャレンジゼロカーボン支援事業者（登録事業者）」に発注等を行う者</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>登録事業者一覧はこちらから（市HP）▶</p>  </div>

(2) 民間事業者用（PPA・リース可）

<p>交 付 要 件</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国要領別紙2の重点対策加速化事業ア（イ）蓄電池に定める交付要件を満たすこと。 2 新発田市内の需要家自ら事業を行う、若しくは事業を行う予定である事業所又はその敷地に定置用蓄電池を設置すること。 3 次の価格基準内の定置用蓄電池となるように努めること。 <u>蓄電容量が20kWh以上の蓄電システムの場合、11.9万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下</u> <u>蓄電容量が20kWh未満の蓄電システムの場合、12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下</u> 4 蓄電要領が20kWh未満の場合、申請時点で国の補助事業における補助対象機器として、（一社）環境共創イニシアチブにより登録されている製品であること。 <div data-bbox="1066 770 1385 913" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>環境共創イニシ アチブ-蓄電シ ステム▶</p>  </div>
<p>補 助 率</p>	<p>【重点エリア内企業、省エネ診断受診者又は登録事業者利用者のいずれかに該当する者】4万円/kWh（50kWhまで、上限200万円）又は補助対象経費（本体＋設置工事費（税抜））の1/3のいずれか低い方</p> <p>【上記のいずれにも該当しない者】3万円/kWh（50kWhまで、上限150万円）又は補助対象経費（本体＋設置工事費（税抜））の1/3のいずれか低い方</p> <div data-bbox="411 1205 1378 1308" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh単位で小数点第2位以下を切り捨てた値を用いる。</p> </div> <p>※1 市内工業団地内に所在する企業のこと。</p> <p>※2 実地による省エネ診断を受診し、受診結果を提出できる者</p> <p>※3 市が公表する「チャレンジゼロカーボン支援事業者（登録事業者）」に発注等を行う者</p> <div data-bbox="1075 1473 1388 1599" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>登録事業者一覧 はこちらから （市HP）▶</p>  </div>

4 高効率空調機器

(1) 個人用

<p>交付要件</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国要領別紙2の重点対策加速化事業ウ(チ)高効率空調機器に定める交付要件を満たすこと。 2 自ら所有し、居住又は居住する予定である住宅に高効率空調機器を設置すること。 3 既設の空調機器を撤去し、新規に購入する機器に更新すること。 4 CO2削減効果について、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック(省エネ設備用)」(環境省)等に基づいて算定を行い、30%の削減効果があることを示すこと。 <div style="text-align: right;">  <p>環境省-地球温暖化 対策事業効果算定 ガイドブック▶</p>  <p>省エネ製品買換ナ ビゲーションしん きゅうさん▶</p> </div>
<p>補助率</p>	<p>【登録事業者利用者※1】 補助対象経費(本体+設置工事費等・税抜き)の1/2(上限10万円)</p> <p>【登録事業者を利用しない者】 補助対象経費(本体+設置工事費等・税抜き)の1/2(上限5万円)</p> <p>※1 市が公表する「チャレンジゼロカーボン支援事業者(登録事業者)」に発注を行う者</p> <div style="text-align: right;">  <p>登録事業者一覧 はこちらから (市HP)▶</p> </div>

(2) 民間事業者用(施設園芸農家限定)

<p>交付要件</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国要領別紙2の重点対策加速化事業ウ(チ)高効率空調機器に定める交付要件を満たすこと。 2 自ら事業を行う又は行う予定である農業用ハウス又はガラスハウス等に高効率空調機器を設置すること。 3 重点エリア(田園エリア)に設置されるものであること。 4 CO2削減効果について、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック(省エネ設備用)」(環境省)等に基づいて算定を行い、30%の削減効果があることを示すこと。 <div style="text-align: right;">  <p>環境省-地球温暖化 対策事業効果算定 ガイドブック▶</p> </div>
<p>補助率</p>	<p>補助対象経費(本体+設置工事費等・税抜き)の1/2(上限200万円)</p>

5 地中熱利用設備

(1) 民間事業者用（施設園芸農家限定）

<p>交 付 要 件</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国要領別紙 2 の重点対策加速化事業イ（ケ）未利用熱利用設備（地中熱）に定める交付要件を満たすこと。 2 自ら事業を行う農業用ハウス又はガラスハウス等に地中熱利用設備を設置すること。 3 重点エリアに設置されるものであること。 4 「地中熱利用にあたってのガイドライン（第 4 版）」（環境省）に定める遵守事項等に準拠して実施をすること。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p>地中熱利用にあ たつてのガイド ライン▶</p> </div>
<p>補 助 率</p>	<p>市補助分と再エネ推進交付金対象分の合計額</p> <p>【市補助分】 補助対象経費（本体＋設置工事費等・税抜き）の 1/10（上限 50 万円）</p> <p>【再エネ推進交付金分】 補助対象経費（本体＋設置工事費等・税抜き）の 2/3（上限 500 万円）</p>

6 高効率照明機器

(1) 民間事業者用

<p>交付要件</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国要領別紙 2 の重点対策加速化事業ウ（チ）高効率照明機器に定める交付要件を満たすこと。 2 自ら事業を行う事業所に高効率照明機器を設置しようとする事。 3 既設の照明機器を撤去し、新規に購入する照明機器に更新すること。ただし、既設の照明機器が LED の場合は補助の対象外とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 調光制御機能を有し、固有エネルギー消費効率 (lm/W) の基準値 (光源色が昼光色・昼白色・白色：100 以上、光源色が温白色・電球色：50 以上) を満たしている LED のみを交付対象とする。</p> <p>調光制御機能を有する LED とは、次のいずれかの機能を有する LED のことを指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①スケジュール制御 予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能 ②明るさセンサによる制御 明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又は予め設定した照度に調光制御する機能 ③在／不在調光制御 人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する機能 </div>
<p>補助率</p>	<p>【重点エリア内企業、省エネ診断受診者又は登録事業者利用者のいずれかに該当する者】</p> <p>補助対象経費（本体＋設置工事費等・税抜き）の 1/2（上限 100 万円）</p> <p>【上記のいずれにも該当しない者】</p> <p>補助対象経費（本体＋設置工事費等・税抜き）の 1/2（上限 75 万円）</p> <p>※1 市内工業団地内に所在する企業のこと。</p> <p>※2 実地による省エネ診断を受診し、受診結果を提出できる者</p> <p>※3 市が公表する「チャレンジゼロカーボン支援事業者（登録事業者）」に発注等を行う者</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>登録事業者一覧 はこちらから (市 HP) ▶</p>  </div>

2 補助対象経費

以下の対象設備ごとの要件をすべて満たすものが対象です。

<p>設備費</p>	<p>補助対象設備の設置を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費。</p>
<p>工事費</p>	<p>補助対象設備の設置を行うために直接必要な本工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）、附带工事費、機械器具費並びに測量及び試験に要する費用。</p>

業 務 費	PPA 契約又はリース契約等により実施される場合における、補助対象設備の設置を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料。
-------	--

※いずれの経費においても、補助要件の満たす範囲に限る。

※物品契約又は下請負契約をする場合は、それらの契約総額から消費税相当額を除外すること。

3 その他確認事項

新発田市チャレンジゼロカーボン補助金交付要綱は、下記の内容をもとに作成しています。特に、②は市交付要綱の交付要件の中に記載がありますので、申請者は下記該当ページを参考に、申請する補助対象設備について、必ず内容を確認するようにしてください。

①環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」

②環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙2・重点対策対象事業要件）」

<別紙2 該当ページ>

- ・ 共通事項 P.1～
- ・ 自家消費型太陽光発電設備 P.2～
- ・ 定置用蓄電池 P.4～
- ・ 地中熱利用設備 P.13～
- ・ 高効率空調機器（民間事業者用） P.20～
- ・ 高効率照明機器 P.20～
- ・ 高効率空調機器（個人用） P.30～

③環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）」

国要領はこちらからご確認いただけます。

<（個人用）新発田市チャレンジゼロカーボン補助金>

<https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/gomi/chikyu/1023184/1030127/1030128.html>

<（民間事業者用）新発田市チャレンジゼロカーボン補助金>

<https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/gomi/chikyu/1023184/1030127/1030504.html>

個人用補助
金ページ▶



民間事業者
用補助金ペ
ージ▶



必要書類一覧（交付申請・実績報告・請求）

1 交付申請に必要な書類

区分	書類	チェック欄
共通	第1号様式「交付申請書」	<input type="checkbox"/>
	第2号様式「事業計画書」	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備の導入数、場所、付近の図面及び現況が分かる書類（カラーのもの）	<input type="checkbox"/>
	見積書の写し（補助対象経費の内訳が明記されているもの）	<input type="checkbox"/>
	導入する設備又は機器の型番及び仕様が分かる書類 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 太陽光発電設備においては、国要領別紙2の重点対策加速化事業ア（ア）太陽光発電設備（自家消費型）に定める交付要件の仕様を満たす設備であると確認できる書類を併せて添付すること。 </div>	<input type="checkbox"/>
	市税の未納がないことが分かる書類（納税証明書等で、申請の日から90日以内に発行されたもの） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 新発田市役所本庁舎1階市民生活課、3階税務課又は各支所で取得いただけます。 </div>	<input type="checkbox"/>
	民間事業者 補助対象設備を設置する場所（事業所等）が、市内に所在することが分かるもの（登記事項証明書等で、申請の日から90日以内に発行されたもの） 省エネ診断を受けたことが分かる書類（重点エリア内企業又は登録事業者を利用しない者で、補助金の上乗せを受ける場合）	<input type="checkbox"/>
委任状（申請を代理人が行う場合）	<input type="checkbox"/>	
太陽光発電設備	パネルの安全性に関する第三者認証が分かる書類	<input type="checkbox"/>
	オンサイト PPA 又はリース利用者 契約期間内に需要家が負担するサービス料又はリース料の合計額から補助金交付予定額相当分が控除されることが分かる書類	<input type="checkbox"/>
	オンサイト PPA 又はリース利用者 補助対象設備の設置について、新発田市チャレンジゼロカーボン補助金交付要綱第17条第1項に規定する処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明	<input type="checkbox"/>

R8 新発田市チャレンジゼロカーボン補助金申請の手引き

		できる書類	
	オンサイト PPA 利用者	第 3 号様式「サービス料金算定明細書」	<input type="checkbox"/>
	リース利用者	第 4 号様式「リース料金算定明細書」	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備の設置により発電する電力の消費計画が分かる書類（導入する太陽光発電設備の年間発電量の見込みに対する年間自家消費電力が、個人用は 30%、事業者用は 50% 以上消費することが分かるもの）		<input type="checkbox"/>
定置用蓄電池	蓄電容量が 20kWh 未満	（一社）環境共創イニシアチブにより登録されている製品であることが確認できる資料 こちらから確認し、印刷して提出してください。また、最新年度版であることを必ず確認してください。 <蓄電システム登録済製品一覧検索> https://zehweb.jp/registration/battery/	<input type="checkbox"/>
	蓄電容量ごとの購入価格基準を上回る場合	複数業者からの見積書の写し	<input type="checkbox"/>
高効率照明機器	調光機能を有することが分かる書類		<input type="checkbox"/>
	固有のエネルギー消費効率（lm/W）が確認できる書類		<input type="checkbox"/>
高効率空調機器	入替前の空調機器に対して 30%以上の省 CO2 効果を確認できる書類（民間事業者用は新設も可とする。ただし、従来の想定品の型番及び性能を確認できる書類を添付すること） 算定根拠は以下等を参考に提出してください。 <省エネ製品買換ナビゲーションしんきゅうさん> https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/		<input type="checkbox"/>
	入替前の空調機器の型番及び性能を確認できる書類（民間事業者用は新設も可とする。ただし、従来の想定品の型番及び性能を確認できる書類を添付すること）		<input type="checkbox"/>
地中熱利用設備	流量の調整機能を有することが分かる書類		<input type="checkbox"/>

R8 新発田市チャレンジゼロカーボン補助金申請の手引き

高効率照明機器	調光機能を有することが分かる書類	<input type="checkbox"/>
	固有のエネルギー消費効率 (lm/W) が確認できる書類	<input type="checkbox"/>

2 実績報告に必要な書類

区分	書類	チェック欄
共通	第12号様式「実績報告書」	<input type="checkbox"/>
	領収書の写し（以下をすべて満たすもの） ・補助対象経費の内訳が明記されているもの ・発注者・請負業者双方の押印があるもの ・収入印紙が貼付され、消印があるもの ※電子契約等で理由の分かるものについてはこの限りではありません。	<input type="checkbox"/>
	工事請負契約書等の写し	<input type="checkbox"/>
	新品であることが証明できる書類（出荷証明書、納品書等）	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備の導入後の現況が分かる書類（カラー写真等）	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備の設置に当たり、補助対象設備の調達、設置工事等の全部又は一部を市内に本社又は営業所等がある事業者が発注したことが分かる書類（領収書、請書又は契約書等）	<input type="checkbox"/>
太陽光発電設備	FIT、FIP認定を受けていないことが分かる電力受給契約確認書の写し（補助対象者（オンサイトPPA又はリース契約の場合は需要家）名義のものに限る。）	<input type="checkbox"/>
	推定発電量及び消費予定電力が分かる書類	<input type="checkbox"/>
	オンサイトPPA又はリース利用者	サービス又はリースに係る契約書 <input type="checkbox"/>
定置用蓄電池	共通の書類	<input type="checkbox"/>
高効率空調機器		
地中熱利用設備		
高効率照明機器		

3 請求に必要な書類

- ・第14号様式「請求書」
- ・口座情報の分かる書類

登録事業者（新発田市チャレンジゼロカーボン支援事業者）利用と重点エリア

1 登録事業者の利用について

新発田市では、市内で再エネ・省エネの導入を考える個人・事業者向けに、業者選定の参考として、設備の調達、設置・施工のほか、補助金申請業務の代行を担う事業者を市のホームページで紹介しています。

登録事業者を利用すると？

- 1 導入設備の相談から申請代行、アフターフォローまでサポートがあります。
- 2 当市の地域脱炭素社会推進の取組に賛同する地元事業者が施工します。
- 3 補助金交付率がアップする設備があります。

※本制度は、市が事業者を評価し、その他の事業者と比較して、その優位性を保証したり、推奨するものではありません。

※事業者と登録事業者利用者間で生じたトラブルに関し、市は一切の責任を負いかねます。

登録事業者の一覧は、下記 URL か二次元バーコードからご確認ください。

<再エネ・省エネ設備の導入を支援する登録事業者一覧>

<https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/gomi/chikyu/1030127/1030184.html>



2 重点エリアについて

市内の一部のエリアは、特に重点的な支援強化が必要なエリアとして以下のとおり「**重点エリア**」を定めています。

重点エリア（R8.4.1 現在）

<工業団地エリア>

新発田食品工業団地/西部工業団地/佐々木工業団地/藤塚浜工業団地/山崎工業団地/豊浦工業団地

<田園エリア>紫雲寺地区の施設園芸農家

なお、民間事業者用で施設園芸農家のみが利用できる制度は、重点エリア内に設備が設置されることが対象となりますので、予め確認の上、申請してください。

その他の注意事項

1 財産処分及び契約解除に関する制限

補助金を活用して導入した設備は、下表に示す期間は財産の処分（交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）に制限を受けます。また、オンサイト PPA 又はリースに係る契約を解除しようとする場合も同様です。

なお、やむを得ない理由により下表に示す期間内に処分または契約解除を行う必要がある場合、手続きが必要となりますので、**事前に**市に相談をしてください。

法定耐用年数は以下のとおり

- ・太陽光発電設備 17年
- ・定置用蓄電池 6年
- ・高効率空調機器 個人用 6年
民間事業者用（出力 22kW 以下）13年
- ・地中熱利用設備 導入するものによって確認
- ・高効率照明機器 15年

2 太陽光発電自家消費率実績報告

本補助金を活用して太陽光発電設備を導入した場合、設備が使用可能となった月の翌月から12か月後までの発電電力量、自家消費率及び売電量を新発田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金太陽光発電自家消費率報告書（別記第19号様式）に必要書類を添付して報告をお願いいたします。

問合せ・受付窓口

新発田市環境衛生課 生活環境係

新発田市中心街3-3-3 ヨリネスしばた1階（令和8年6月からは6階）

電話：0254-28-9120（直通） メール：kankyoush@city.shibata.lg.jp

3 補助金の返還について

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消すことがあります。

- ・偽りその他不正な手段により補助金を受けたと認められるとき。
- ・新発田市チャレンジゼロカーボン補助金交付要綱の規定に違反したと認められるとき。